

消防国第22号
平成17年4月1日

各都道府県国民保護主管部長
各指定都市国民保護主管局長 } 殿

消防庁国民保護室長

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（通知）

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）は、平成17年4月1日に施行されましたので別紙1のとおり送付します。

また、安否情報の収集及び提供に関する基本的な留意事項については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について」（平成16年9月17日消防国第1号消防庁長官通知）によりお知らせしたところですが、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び提供に係る留意事項の詳細について別添のとおり、通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

第一 安否情報の収集及び提供に関する基本的事項

1 他の国民の保護のための措置との関係について

安否情報の収集及び提供は、武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから一定の限界があり、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行えば足りるものであることに留意すること。

2 個人情報の保護等への配慮について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定及び国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）を踏まえ、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由について特に配慮願いたいこと。

第二 安否情報の収集に関する事項

1 市町村長の行う安否情報の収集

(1) 市町村長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行うものとする。

(2) 市町村長は、(1)に加えて、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

2 都道府県知事の行う安否情報の収集

(1) 都道府県知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、当該都道府県の区域内の市町村における安否情報の収集方法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握することにより、都道府県と市町村の安否情報収集における役割分担を定めるものとする。

また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 都道府県知事は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

第三 安否情報の報告に関する事項

1 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告

- (1) 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告は、安否情報省令に規定する様式第1号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面の送付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙2の記入例を参考にすること。

安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行うものとする。

ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

(2) 安否情報の報告時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により都道府県知事に報告するほか、都道府県知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

都道府県知事は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。

都道府県知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡した者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることができるものとする。

2 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告

- (1) 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告は、市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告に準じて行うものとする。

なお、安否情報の報告先については、武力攻撃事態等において消防庁対策本部が設置された後に、速やかに消防庁対策本部から都道府県知事に対し連絡され、また、安否情報の報告時期については、適宜消防庁対策本部から都道府県知事に連絡されることに留意すること。

- (2) 都道府県は、市町村長からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、名寄せ等を行ってできる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとともに、重複が排除できない情報や真偽が定かでない情報については、安否情報報告書の備考欄に記述するなど、その旨を明らかにして報告するものとする。

第四 安否情報の照会に関する事項

1 安否情報の照会

- (1) 安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令に規定する様式第2号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行うものとされている。そのため、武力攻撃事態等において、地方公共団体の長は、下記の事項に留意し、別紙3の記入例を参考として、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し周知等を行うものとする。

安否情報の照会は、原則として、照会窓口にて安否情報照会書を提出することにより行うものとする。

ただし、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合や窓口へ人が殺到すること等による危険を回避するため必要がある場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。

- (2) 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。

また、(1)の窓口における書面の提出による照会以外の場合であっても、同様に、必要な事項を明らかにさせること。

第五 安否情報の回答に関する事項

1 安否情報の回答

- (1) 安否情報の回答方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙4の記入例を参考にすること。

安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行うものとする。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とする。

安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくものとする。

- (2) 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かについて回答する場合には、下記の事項に留意すること。

安否情報の回答は、安否情報の照会が「不当な目的」によるものと認めるとき又は安否情報の照会に対する回答により知り得た事項が「不当な目的に使用」されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が

避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

この場合において、「不当な目的」とは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索したり、暴露したりなどしようとするをいい、例えば、債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出すための目的で行われる場合などを指す。

「不当な目的に使用」とは、例えば、住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為などを指す。

「不当な目的」又は「不当な目的に使用」を判断するに当たっては、本人の確認、照会をする理由の真実性の確認等により判断するものとする。

本人の確認については、安否情報の照会時に運転免許証等本人であることを証明する書類により行うものとし、照会をする理由の真実性の確認については、原則として安否情報照会書の記載内容によって確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、安否情報を照会しようとする者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により行うものとする。

安否情報の照会が、窓口における書面の提出以外の電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により行われた場合は、照会をしようとする者の本人確認や「不当な目的」等の確認について特に注意するものとする。

- (3) 居所、負傷又は疾病の状況等個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報について回答する場合には、下記の事項に留意すること。

避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときに回答を行うことができる。

照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、同意を得るものとする。この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについての同意を得るものとし、開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行うものとする。

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとする。

「公益上特に必要があると認めるとき」については、一概にその基準を提示することは困難であるが、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうがより高いと判断されるときを指す。

この場合において、公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、例えば、「公益上特に必要があると認めるとき」として報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」については、具体的な地番までは示さず、「市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治 週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

第六 その他の留意事項等に関する事項

1 その他の留意事項について

安否情報の収集及び提供に関しては、基本指針において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて消防庁では、平成17年度以降、安否情報の収集及び提供の在り方を検討するとともに、安否情報の収集及び提供のシステムに必要な基本的機能を整理した上で、当該システムの具体的な開発に取り組む予定である。

そのため、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び提供については、当該システムの運用体制が整備されるまでの当面の間は、第二から第五に掲げるところに従い、既存の手段・方法を用いて行うものとする。

2 安否情報省令の見直しについて

安否情報省令は、地方公共団体及び総務省（消防庁）が現在保有する手段における当面の間の手続等を定めているものであり、今後の国における検討の進展に伴い、必要に応じその見直しを行う予定であること。

【別紙1】

総務省令第四十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）
第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）
の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の
必要な事項を定める省令を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

総務大臣 麻生 太郎

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事
項を定める省令

（安否情報の報告方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十
五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省

令で定める方法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項（法第八十三條において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第一号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第二条 法第九十五条第一項（法第八十三條において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第二号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の回答方法）

第三条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第三号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のた

第二十五条第二項

めの措置に関する法律施行令(平成十六

年政令第二百七十五号)

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

<p>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）</p>	<p>第二条及び第三条</p>
---	-----------------

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所 _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

年 月 日			
殿			
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）			
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

【別紙2】
様式第1号（第1条関係）（記入例）

安否情報報告書

報告日時：17年 4月 1日12時00分

市町村名：××市

担当者名：×× 太郎

避難住民に該当するかの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するかの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考
該当	負傷	有	山 ×雄	マルヤマ バツオ	S33.2.2	男	県 ××市 町1-1-1			県立病院 (××市 町5-5-5)	軽傷 落下物による 頭部打撲		
該当	非該当	有	消防 太郎	ショウボウ タロウ	S17.5.4	男	県 ××市 町2-2-2			小学校 (××市 町1-2-3)		息子 消防次郎氏 (××市 町2-2-2)	
該当	死亡	有	消防 花子	ショウボウ ハナコ	S20.11.5	女	県 ××市 町2-2-2			県立病院 (××市 町5-5-5)	死亡 4.1 9:00 爆 発により死亡		
該当	非該当	無	不明	不明	不明	男	不明	不明	赤い帽子を被った 2,3歳児 身長100cm程度	小学校 (××市 町1-2-3)			避難の際に はぐれた様子
該当	非該当	有	田 国	シカクダ クニマル	S44.9.12	男	県 ××市 町6-1-1			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	非該当	有	田 子	シカクダ マルコ	S46.1.19	女	県 ××市 町6-1-1			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	非該当	有	田 国	シカクダ クニサン	H11.8.18	男	県 ××市 町6-1-1			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	負傷	有	家 進一	イエマル シンイチ	S32.10.16	男	県 町 ××2-1-2			県赤十字病院 (××市 町3-4-5)	重傷 崩壊家屋の下 敷きとなり、 骨折数カ所	かかりつけ病院 県立病院	旅行者
該当	非該当	有	山下 M夫	ヤマシタ エムオ	S21.2.4	男	県 ××市 町4-5-6			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	非該当	有	山下 N子	ヤマシタ エヌコ	S24.12.28	女	県 ××市 町4-5-6			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	非該当	有	山下 O次	ヤマシタ オオジ	S51.3.3	男	県 ××市 町4-5-7			小学校 (××市 町1-2-3)			
該当	負傷	有	山下 P子	ヤマシタ ピーコ	S46.7.7	女	県 ××市 町4-5-7			小学校 (××市 町1-2-3)	軽傷 3.31 23:00 ガラス片に よる裂傷		
該当	負傷	有	ケビン・ガ****	Kevin Ga****	S51.3.11	男	**** Ave. McLean, Virginia 22101	米国		県立病院 (××市 町5-5-5)	重傷 4.1 爆発に巻 き込まれ、全 身火傷	身元引受人 大山 夫氏 (電話番号 0**-**- *-1111)	負傷又は疾病の状況 の提供は拒否
該当	非該当	無	楊 ****	Yao ****	S55.6.18	男	県 ××市 町3-4-5	中国		小学校 (××市 町1-2-3)		身元引受人 小山×雄氏 (電話番号 0**-**- *-1234)	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

【別紙 3】

様式第 2 号 (第 2 条関係)(記入例)

安否情報照会書

総務大臣 殿		17年4月1日
申請者		
住所 県 市 町 1 - 1		
氏名 山 ×子		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由	父親の負傷又は疾病の状況を確認し、今どこにいるかを知りたいが、電話での連絡が取れないため	
備考	連絡先 0 ** - 2 5 3 - * * * *	
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名	山 ×雄
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	S 3 3 . 2 . 2
	男女の別	男
	住所	県 × × 市 町 2 - 2 - 2
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認	運転免許証により確認	
備考	窓口における書面の提出	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 印の欄には記入しないこと。

【別紙 4】

様式第 3 号 (第 3 条関係)(記入例)

安否情報回答書

17年4月1日			
山 ×子 殿			
総務大臣			
17年4月1日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別	該 当		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	負 傷		
照会に係る者	住 所	県××市 町1-1-1	
	氏 名	山 ×雄	
	フリガナ	マルヤマ バツオ	
出生の年月日	S 3 3 . 2 . 2	男 女 の 別	男
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所	県立病院 (県××市 町5-5-5)	負傷又は疾病の状況	軽傷 (落下物による頭部打撲)
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

< 記入要領 >

(様式第 1 号)

- 1 避難住民とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 5 4 条第 1 項の規定による避難の指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者も含むことから、当該要避難地域に住所を有する者及び滞在する者は全て避難住民に該当するものとして取り扱うこと。
- 2 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 3 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 4 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 5 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 6 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。
- 7 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。

- 8 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 9 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

(様式第2号)

- 1 照会をする理由欄には、具体的な理由の記載を求めるものとし、「安否確認のため」、「取材・報道のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、安否情報のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載があることを要する。
- 2 申請者の確認欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、照会をしようとする者に対して行った本人確認方法を記載する。特段の本人確認を行っていない場合には、空欄とする。
- 3 備考欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」といった照会方法等を記載する。